

農地法第3条申請書類一覧

※締切日は毎月10日(10日が閉庁日の場合、その前の開庁日)

必要部数: **1部**

確認	書類名	受人が 市内	受人が 市外	備考
①	許可申請書	○	○	許可申請書別紙を含む
②	土地登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	○	○	申請日前3か月以内に発行されたもの、原本
③	公図または地番図	○	○	すべての申請地を明示したもの
④	付近状況図(住宅地図)	○	○	すべての申請地を明示したもの
⑤	農地法3条申請に係る確認書	○	○	記名、押印のあるもの
⑥	住民票	△	○	・受人(借人)が市外の個人である場合 ・渡人(貸人)の現住所が登記事項証明書の住所と異なる場合
⑦	法人登記事項証明書・定款	○	○	受人(借人)が法人の場合
⑧	受人(借人)の耕作証明書	×	○	下妻市以外に耕作地がある場合 (耕作地のある農業委員会で発行)
⑨	機械の所有状況に係る参考資料	△	△	・農機具をリースしている場合 ・農作業受委託している場合
⑩	代理委任状	△	△	代理人による申請の場合
⑪	農地所有適格法人報告書写し	△	△	受人(借人)が農地所有適格法人の場合
⑫	売却決定の期日調書または 特別売却調書の写し	△	△	競売または公売に係る農地の場合
⑬	他農業委員会所管の農地について同時申請している場合は、受付済の申請書写し	△	△	当該申請の許可要件になる場合
⑭	その他参考となる書類	△	△	その他、農業委員会が審査をするにあたり必要な書類

【○:必要、△:場合によっては必要、×:不要】

※1 証明書類は発行から3か月以内(証明期間が記載されているものはその期間)の原本

※2 競売及び公売に係る農地法第3条申請書において、買受適格証明願に必要な書類(②③④⑥⑦⑧⑨)を既に添付している場合は、①申請書末尾に『買受適格証明願に添付済』である旨を記載し、添付の省略を可とします。

◆ 問合せ・提出先 ◆
 下妻市農業委員会事務局
 〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地
 TEL 0296-45-8991(直通) FAX 0296-43-3239